

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度における独立行政法人家畜改良センターの建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る一般競争及び指名競争の参加資格（以下「建設工事等競争参加資格」という。）を得ようとする者の申請方法について公示します。

なお、令和７・８年度農林水産省大臣官房予算課の建設工事等競争参加資格を有する者は、当センターの建設工事等競争参加資格を有する者として取り扱いますので、この申請の必要はありません。

令和６年１１月１３日

独立行政法人家畜改良センター

理事長 入江 正和

１ 契約の種類及び業種の区分

- （１）建設工事：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
- （２）測量・建設コンサルタント等：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

２ 申請の時期

- （１）令和７年度当初からの資格の付与を希望する者
 - ① 郵送の場合：本公示日から令和７年２月２８日（当日消印有効）までの間に郵送（書留又は簡易書留に限る。）してください。
 - ② 持参の場合：本公示日から令和７年２月２８日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く、８時３０分から１７時１５分（１２時～１３時除く。）
- （２）随時受付
 - （１）の期間終了後においても随時受け付けますが、資格の付与が希望する入札に間に合わない場合があります。

３ 申請の方法

（１）申請書の入手方法

- ① 当センターホームページに掲載していますので、ダウンロードして下さい。
<https://www.nlbc.go.jp/chotatsujoho/index.html>
- ② 別記に掲げる場所において交付します。（ただし、場所によっては入場が制限されている場合がありますので、それぞれの場所へ事前にお問い合わせ下さい。）
- ③ 郵送を希望する場合は、返信用封筒に住所、会社名及び担当者氏名など所要事項を記入し、１８０円分の切手を貼付のうえ別記に掲げるいずれかの場所に送付して下さい。

(2) 提出書類（各 1 部）

① 建設工事の場合

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- イ 営業所一覧表
- ウ 総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）
※複写機等により A 4 版に縮小し、かつ鮮明なものを提出して下さい。
- エ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3）の写し
- オ 共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
- カ 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）
- キ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後 5 年未満の場合には当該事実を証明する書類
- ク グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- ケ 行政書士等の代理申請による場合には委任状

② 測量・建設コンサルタント等業務の場合

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- イ 営業所一覧表
- ウ 財務諸表類
- エ 申請者が法人であるときは、商業登記簿謄本（又は登記事項証明書）の写し、申請者が個人であるときは、身分証明書又はその写し
- オ 登録証明書等（登録を受けている場合）の写し
- カ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3）の写し
- キ 行政書士等の代理申請による場合には委任状

(3) 提出場所

別記に掲げる場所のいずれかへ郵送又は持参して下さい。

4 資格の設定

一般競争（指名競争）に参加する者の資格は、1 の契約の種類の区分ごとに設定し、その審査は、等級の格付基準による総合数値に応じて、次に掲げる等級に区分して行います。

(1) 建設工事契約

- ① 土木一式工事：A、B、C、D の 4 等級
- ② 建築一式工事：A、B、C、D の 4 等級
- ③ その他工事（電気、管及び専門工事）：A、B、C の 3 等級

(2) 測量・建設コンサルタント等契約：A、B、C の 3 等級

5 有資格者とししない者

次の(1)から(6)までの一に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、有資格者としません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、上記の特別な事由がある場合に該当します。
- (2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の2第3第2項に規定する経営事項審査を受けていない者
- (5) 共同企業体であって、その構成員に(1)から(4)に該当する者を含む者
- (6) 測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

6 有資格者とししないことがある者

次の(1)から(6)までの一に該当する者(この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)は、その事実があった後3年以内の期間を定めて有資格者とししないことがあります。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 共同企業体で、その構成員に(1)から(6)までの一に該当する者を含む者

7 資格の取消

有資格者が5又は6に該当することにより、有資格者としての資格を取り消す必要があるときは、「資格取消通知書」により通知します。

8 秘密の保持

資格の審査に従事する職員は、この審査についての秘密に関する事項は他に漏らすことはありません。

9 資格審査の結果の通知

審査の結果、競争に参加する資格が決定された場合には、資格の有無及びその等級並びに建設工事契約にあつては客観点数を郵送にて申請者あてに通知します。

10 有資格者の登録

有資格者とされた者は、当センター備付けの有資格者名簿に登録します。

11 競争参加資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を付与された日から令和9年3月31日までとします。

12 その他

- (1) この申請により資格を得た者は、随意契約にも参加できることになります。
- (2) 会社更生法に基づく更正手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱いについて、
- ① 今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。
 - ② 令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができます。
 - ③ 更正手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合があります。
- (3) 建設工事における、合併等により新たに新設された会社等の取扱いについて
- 合併等により新たに新設された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。
- ① 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
 - ② 親会社とその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
 - ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
 - ④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
 - ⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

13 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添えて別記に掲げるいずれかの場所へ提出してください。

- (1) 本社（店）住所
- (2) 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号を含む。）
- (3) 法人である場合は代表者の役職及び氏名、個人である場合はその者の氏名
- (4) 許可・登録等の状況
- (5) 営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号を含む。）

○ 添付資料

- ア 住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本（又は抄本）若しくはその写し
- イ 個人の住所の場合は、住民票の写し
- ウ 個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し
- エ 許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書の写し

14 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

- (1) <https://www.nlbc.go.jp/chotatsujoho/kohyo/yushikaku.html>
(当センターホームページ内)
- (2) 別記に掲げる場所

申請書の交付及び提出場所

- (1) 家畜改良センター
〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原 1
総務部管財課施設整備係 電話 0248-25-2233
- (2) 家畜改良センター新冠牧場
〒056-0141 北海道日高郡新ひだか町静内御園 5 8 7 - 1
総務課契約財産係 電話 0146-46-2011
- (3) 家畜改良センター十勝牧場
〒080-0572 北海道河東郡音更町駒場並木 8 - 1
総務課契約財産係 電話 0155-44-2131
- (4) 家畜改良センター奥羽牧場
〒039-2567 青森県上北郡七戸町字鶴児平 1
総務課契約財産係 電話 0176-62-3281
- (5) 家畜改良センター岩手牧場
〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字穴口 7 2 - 2 1
総務課契約財産係 電話 019-641-2130
- (6) 家畜改良センター茨城牧場
〒308-0112 茨城県筑西市藤ヶ谷 2 3 3 0
総務課庶務係 電話 0296-37-6511
- (7) 家畜改良センター茨城牧場長野支場
〒385-0007 長野県佐久市新子田 2 0 2 9 - 1
総務課庶務係 電話 0267-67-2501
- (8) 家畜改良センター岡崎牧場
〒444-3161 愛知県岡崎市大柳町字栗沢 1 - 1
総務課庶務係 電話 0564-46-4581
- (9) 家畜改良センター兵庫牧場
〒679-4017 兵庫県たつの市揖西町土師 9 5 4 - 1
総務課庶務係 電話 0791-66-0801
- (10) 家畜改良センター鳥取牧場
〒689-2511 鳥取県東伯郡琴浦町大字出上 1 4
総務課庶務係 電話 0858-55-1511
- (11) 家畜改良センター熊本牧場
〒865-0073 熊本県玉名市横島町共栄 3 7
総務課庶務係 電話 0968-84-3660
- (12) 家畜改良センター宮崎牧場
〒886-0004 宮崎県小林市細野 5 1 5 7 - 2 9
総務課契約財産係 電話 0984-23-3500